

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会

TEL 080-3310-6910

URL: hijokin.web.fc2.com/

e-mail: daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp

〒170-0005 東京都豊

島区南大塚 2-33-10

東京労働会館 5F

郵便振替口座

00140-9-157425

大学非常勤講師分会

本号の主な内容 ◆早大（講師給2割増額合意）と明大（交渉開始）の動き（p.3）
◆一方的な授業時間短縮と減給——東京理科大（p.6） ◆東北大学に対して雇止め撤回を求めるアピール（p.7）

東北大の非正規教職員 3200名雇い止め通知を 完全撤回させ 2年後には360万人の無期転換の奔流を作りだそう

〔1〕この三年間の成果

（1）早稲田闘争の成果

早稲田大学では、2013年に非常勤講師に対して5年の雇用上限とコマ数制限を定めた就業規則が作られて以来、3年近い間紛争状態が続いていました。昨年11月に2014年3月以前から勤務していたものに対しては上限なし、その後に採用されたものは10年上限とし、コマ数も現在10コマの者は10コマ上限、9コマ担当しているものは9コマ上限、それ以外の者は8コマ上限とするという和解協定が結ばれました。これにより2年後には約3000人が希望すれば無期契約に転換できることとなります。また、日本語非常勤インストラクターに関しては、上限なし、70歳定年とされました。

さらに、今年の1月には、非常勤講師の賃金に出向手当を繰り入れ、同時に2013年との比較で10%引きあげることで、1コマの月給を33800円または36110円に引き上げ、その後も、賃上

げを続けることによって非常勤講師全体の給与を旧外国人給の水準（1コマ月42800円）を目指すという協定書が締結されました。今後、当組合は、とりあえず早稲田並みの待遇1コマ4万円を要求する運動を各大学で進めます。

（2）その後の各大学での成果

早稲田の和解が成立した後で、他の主要大学と交渉が持たれ、組合の要求がほぼ受け入れられています。

<千葉大>2015年12月24日、東京ゼネラルユニオンと共に団交。上限なし。5年（あと2年）で無期転換権が生じる。非常勤講師に任期法は適用しない。

<立教大>2016年1月25日団交。上限なし。5年（あと2年）で無期転換権が生じる。任期法は当面適用しない。

<日大>1月29日文書回答。理工学部で2016年3月31日以前に採用された非常勤講師には5年上限は付けない。

<芝浦工大> 2月16日、東京ゼネラルユニオンと共に団交。3月8日文書回答。5年上限撤回、無期転換認める。当面任期法不適用

<中央大> 6月9日団交。5年上限なし。任期法不適用。

<法政大> 6月29日団交。任期法適用だが、2年後には無期転換を認める。2014年4月以降に勤務し始めた非常勤講師もなるべく早く無期転換するように努力。

明治、慶応は、上限はありませんが、任期法適用のため、10年（7年後）に初めて無期転換権が生じるとしているのので、法政大学同様に、5年（あと2年）で無期転換できることを認めさせる必要があります。

（3）まだ残る非常勤講師総入れ替えの危険

少数ではありますが、H国立大、K私立大のように、今後2年間で非常勤講師の総入れ替えを計画している大学もあります。その点では、次年度の更新が最も危険です。早急に団交を申し入れると同時に、説明会を開き組合への加入をはかります。全ての大学で希望者全員の無期転換を勝ち取りましょう。

〔2〕東北大闘争を起点に大学から有期雇用を一掃しよう

（1）非常勤講師などの非正規教員だけでなく事務系の非正規職員の雇用上限も撤回させましょう。

東北大学では、非常勤講師と同一の就業規則で、非正規の教職員3200人に2年後以降の雇い止めが通告されました。東北非正規教職員組合と共に行った6月27日の団交で、大学は、「総長が特に認めた例外として、非常勤講師には上限を適用しない」と回答しましたが、雇い止めにされて困るのは、非常勤講師だけではありません。当組合は、恒常的業務に従事している職員は、全て例外と見なし、希望者全員に無期転換を認めるように要求し、ブログやマスコミや学者文化人の声明など全国の世論によって大学を包囲しつつあります。東北大学は、国大協会長を出している有力大学です。東北大を起点に全ての国公立大学から有期雇用をなくしましょう。2年後には、360万人の有期契約の非正規労働者が無期転換するか雇い止めになるかの運命の瞬間を迎えます。東北大から、全ての大学から、雇用上限をなくし、360万人の無期転換の奔流を引き起こしましょう。

（2）偽装請負などの間接雇用は直接雇用に転換させよう

私立大学では、非正規の直接雇用の事務職員よりも派遣や偽装請負などの間接雇用の職員が多くなり、教員まで偽装請負で働かせている大学も少なくありません。これについても組合は、可能な限り直接雇用に戻すよう要求していきます。ここ20年間の間に逆回転し続けた歴史の歯車を元の位置まで戻し、さらに前進させましょう。

（首都圏大学非常勤講師組合書記長

志田昇）

早大（講師給2割増額合意）と明大（交渉開始）の動き

16年3月、非常勤講師組合は早大理事会と講師給の2割増額で合意。続いて、授業時間の100分化に伴う不利益変更と早大との講師給格差との是正を求め、明大理事会に交渉を申し入れています

既に、『控室』でお知らせしているように、首都圏大学非常勤講師組合は、15年11月、「5年上限問題」、「日本語非常勤インストラクターの雇止め問題」、「非常勤講師の担当コマ数制限問題」等で早稲田大学理事会と勝利和解したところですが、これに続き、16年3月28日には、非常勤講師給の大幅引き上げについても、以下の和解協定を締結しました。

1. 外国人講師給の有資格者でありながら、従来日本人講師給を支給されてきた外国人にも、旧外国人講師給に倣って「調整給」を支給する。これによって大学調べで少なくとも100人以上の外国人講師が1コマにつき年収10万程度の大幅な昇給の対象となります。

2. なお、全ての外国人講師が月給制となり、「調整給」も月給に上乘せして支払われる。

3. 日本人講師について、2013年水準での10%賃上げを2年（17・18年の2年間それぞれ前年度比3.3%賃上げ）で達成し、1コマ当たりの月給を30800円（49歳以下）、33110円（50歳以上）とする。

4. さらに2018年から出校手当を1コマ当たり3000円の割合で月給に繰り入れる。これにより1コマ33800円または36110円となる。これで2コマ未満の人にも「不利益変更」なく出校手当の繰り入れが実現し、3コマ以上担当者にはその分の賃上げが実現する。

5. 旧外国人講師給と一般講師給（旧日本人講師給）との差をなくし「調整給」

なしで両賃金体系の差を無くすことを「努力目標」とする。つまり完成年度の定めこそないものの、日本人講師給を旧外国人講師給の水準まで引き上げることを「公約」する。（これが実現すれば1コマの上限は、月42800円となる）。これにより20年前の組合結成以来の目標である1コマ5万円が実現する射程が見えてきました。

この和解協定により、早稲田大学の非常勤講師給は、2018年度に1コマ3万3800円（49歳以下）、36110円（50歳以上）となります。2013年度の2万8000円（49歳以下）、3万100円（50歳以上）から、2割増となる講師給の大幅な引き上げが実現されることとなります。200名近い勢力となりつつある早稲田ユニオンの運動の力で、非常勤講師組合が設立当初より掲げてきた1コマ5万円の講師給の実現に向け、大きな一歩が踏み出されたと言って良いでしょう。

この早稲田大学における講師給の大幅引き上げを受け、今後、非常勤講師組合は、首都圏の主要大学で、早稲田大学と同水準の講師給へ向けた非常勤講師給の大幅な引き上げを要求し、運動を展開していく局面に入ります。その皮切りが明治大学になります。

明治大学に団体交渉を申し入れ

首都圏大学非常勤講師組合は、16年6月15日、明治大学理事会に対し、コマ減、雇止めの2事案とあわせて、① 講師給を据え置いたまま、授業時間の100分化を行う不利益変更の是正、② 出講手当の講師給の組み入れによる早大との講師給格差の是正、を求め、団体交渉を申し入れました。

授業時間の100分化に伴う不利益変更の是正

明治大学では、昨年6月福宮学長名（当時）の「新たな授業時間割の導入と総合的教育改革の推進について」という文書が、教職員に通知されました。この文書によると2017年度から授業時間割が変更され、現状の授業時間及び授業期間1コマ90分、15週が、1コマ100分14週に変更されることとなります。同文書に添付された「新たな事業時間割りの導入と総合的教育改革の推進に係るQ&A」（教務事務部教務事務室）のQ11に対する回答には、時間割変更に伴う授業の総時間数は変わらない為、給与の変更は無い旨記述されています。しかし、この講師給を据え置いたままの時間割変更は、時給換算で講師給の引き下げとなる明確な不利益変更です。これまでの学年歴では、15週を確保できていた曜日、14週となっていた曜日がそれぞれ半数となっており（Q16への回答）、変更後に全体が14週で統一されるのですから、非常勤講師にとっては、今回の時間割変更に伴い総授業時間が明らかに増加することになります。つまり、非常勤講師の平均では、2015年までの90分×14.5回＝1305分に対して、2016年度からは100分×14回＝1400分であり、95分つまり授業のほぼ1回分、総授業時間の7.3%の増加となるのです。そこで、非常勤講師に対しては、総授業時間の増加に対応した7.3%の講師給の増加がなければ、時給換算で講師給が引き下げられる不利益変更が一方的に行われるということになります。そこで、非常勤講師組合は、来年度からの時間割変更に伴い以下のように講師給および外国人講師給を7.3%引き上げることを求めています。

明治大学の非常勤講師給と組合の改定要求

講師給		
	現行	改定後
1号俸(40歳未満の者)	30900円	33100円
2号俸(50歳未満の者)	31200円	33500円
3号俸(50歳以上の者)	31500円	33800円

出講手当の講師給の組み入れによる早稲田大学との講師給格差の是正

明治大学は非常勤講師に対して、交通費補助として、出講週1日に対して月4000円の手当（以下出講手当という）を支給しています。この制度では、少なくとも講師に対して、交通費の実費を上回る手当が支給される一方、交通費の実費が手当を上回る講師には、その差額が支払われることがなく、正当な理由のない不利益が生じており、改善が必要です。そもそも、出講手当制度をとっている他大学、立教大学や獨協大学では、交通費の実費が手当を上回っている者に対しては、実費を支給する制度となっており、不利益が出ないように運用されています。また、早稲田大学では、出講手当と別に交通費が支給されています。実費交通費が支給されない者を無くし、かつ制度変更により不利益を生じる者も出さない形で、現行制度を改善する方法としては、他大学のように、交通費の実費が出講手当を上回る者には、実費を支給する措置があります。この場合には、少なくとも講師が交通費の実費を上回る手当を支給され、かつ交通費の実費が手当を上回る講師には交通費の実費が支払われることで、事実上講師給の底上げの効果を持つ非常勤講師にとって有利な制度となります。しかし、講師給の底上げ効果は、交通費の実費が少額なもの程大きく、交通費の実費が手当を上回るものには、全くありません。そこで、非常勤講師組合は、交通費の実費の多寡に係らず、すべての者について講師給を底上げする方法として、出講手当を講師給へ組み入れ、交通費は実費により支給することを提案しました。そして、制度変更により不利益が生じる者を出さないよう、講師給の各号俸の月額を4000円引き上げることを要求しています。

この措置は2018年度までに生ずる早稲田大学と明治大学の講師給における顕著な格差を是正するために必要な措置で

す。すなわち、早稲田大学の講師給は、2013年度の原状では明治大学の講師給を下回っていたものが。講師給の2割増額により、2018年度には、すべての号俸で明治大学を上回り、40歳未満では2900円、50歳以上で4600円もの格差が生じることになります。しかし、出講手当の現行講師給への組み入れにより、明治大学の講師給は、1号俸34900円、3号俸35500円となり、1コマ90分ベースで比較して、早稲田大学の講師給とほぼ遜色のない水準に引き上げることができます。そこで、すくなくとも2018年度までに、出講手当を講師給に組み入れ、講師給の各号俸を4000円引き上げることをもとめているのです。

早稲田ユニオン規模の組合をつくり、明治大学でも不利益変更を撤回し、講師給の大幅引き上げを

今回の明治大学理事会との交渉は、授業時間の100分化に伴う講師給の時給引き下げという不利益変更を許さず、講師給の7.3%引き上げを勝ち取ることが最大の課題です。

この問題では、昨年、6月の通知文書で、給与の据え置きが表明されていますが、Q&Aでは、非常勤講師の総授業時間数が増大する実態と異なり、総授業時間

数は変わらないと説明していることも問題です。不正確な説明で、不利益変更で無いかのような印象を与えており、このまま給与据え置きを強行するならば、法的な措置を検討することになります。

また、今回の時間割変更とあわせて、明治大学では、今後、総合的教育改革の一環として、適正なカリキュラム規模を実現するとし、設置授業コマ数の整理(削減)が行われることも通知されています。

早稲田問題の場合と同様に、明治大学の不利益変更問題でも、非常勤講師の担当コマ数の削減をくい止めることが、運動の中心的な課題のひとつとなる状況です。不利益変更を撤回し、かつ担当コマ数の削減をくい止めるために、早稲田ユニオン並みの三ケタの組合を明治大学につくっていくことが、運動の本道です。

明治大学に出講しているすべての非常勤講師のみなさんに組合への加入を呼びかけます。そして、この運動を通じ、明治大学で非常勤講師組合を大きくし、その力で出講手当の組み入れにより、講師給の大幅な引き上げをかちとりましょう。早稲田大学並みの講師給を早期に実現していきましょう。

カンパのお願い

5年上限や強制的なクーリングなどの不利益が全国に波及する動きをひとまずは押しとどめることができました。しかし、今度は東北大学での3000人をこえる雇い止め危機を筆頭に新しい問題が勃発し、これまでより一回り大きな運動を作っていく緊急の必要が出てきました(たとえば仙台での団交や宣伝のための出張だけでも多額の費用が見込まれます)。いつもお願いばかりで恐縮ですが、非常勤講師運動への力強いご支援をお願いいたします。

カンパ送金先

※ゆうちょ銀行 00140-9-157425 大学非常勤講師分会

※ゆうちょ口座からの口座間送金も可能です 記号001409 番号157425

※他行から振り込む場合(手数料がかかります) ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキョウ)店 当座 0157425 大学非常勤講師分会

一方的な授業時間短縮と減給——東京理科大

K. T.

東京理科大学理学部物理学科の「物理学実験2」の授業は、2014年度までは8:50~12:25までの2.25コマ(90分×2+22.5分+2.5分のタダ働き)の授業時間だったのに、2015年度から12:00までの2.00コマに短縮され、それに伴って非常勤講師の給与も下げられてしまった。しかもこの科目を担当する非常勤講師には何の説明もなく、当該年度の4月7日になって一方的に通告された。新学期の始まる3日前だ。授業内容は変わらないのに授業時間だけ短くするという事は、一般に教育の質の低下をもたらすもので、これは教務に関する問題であるが、非常勤講師の労働条件の問題という側面もある。ここでは後者の観点から論じる。

非常勤講師の賃金は授業時間に比例して決まるので、授業時間が短くなると賃金が下がる。2.25コマとはへんなコマ数だと思うかもしれないが、これは単位数と関係していて、理科大では2単位=週1.5コマ(通年で45コマ)と決まっており、3単位の当該科目は半端なコマ数になっている。Tは、2016年3月に労働基準監督署に相談し、「労働局長の助言・指導」を求めた。これは、東京労働局長から委託を受けた人(以下「局長代理人」と表記)が、理科大担当者に労働局への来局を依頼し(法的拘束力がないので「出て来い」と命令できず、労働局(厚労省の管轄下)まで「来てください」と依頼する)、来局したら労使紛争の解決の手助けをする、というものだ。3月31日、

理科大から、教務課長、人事課長が来局に応じたので、局長代理人は、両課長に次のように諭した。

『1) Tさんに何の事前説明もせず、労働時間を短縮し、それに伴って給与を下げたというのは、労働条件の説明義務を規定した労働契約法(労契法)第4条の違反になる。

2) 非常勤講師の契約は1年ごとの契約で、年度ごとに新規の契約を結び直すので、(前年度と比べて当該年度の契約内容は)不利益な変更ではない、新規契約だと思いがちだが、Tさんは2008年度より「物理学実験2」を担当し、8年間やっている。ずっと更新してきたので、各年度に新規契約を結んでいるというよりは、事実上期限の定めのない一体となった契約に転化している可能性がある。そうだとすれば、労働条件の不利益変更を禁じた労契法第8,9,10条に違反する。不利益変更の合理性が問われる。以上を考えると、大学側は思っているほど有利な立場にはない。』

これを聞いて両課長は「ではどうしたらいいでしょうねえ」と問いかけたので、局長代理人は「2015、2016年度の2年間くらいは、Tさんに(2.00コマではなく)2.25コマの査定で給与を払うという方法もある」と答えた。にもかかわらず両課長は、新学期が始まった4月12日にTを呼び出し、「2.00コマの査定で払う(2.25コマの査定では払わない)。大学は弁護士に相談し、その指導に従ってい

る。」と回答した。この弁護士とは、組合との団交に出てくるA弁護士（第一芙蓉法律事務所）のことだ。

6月2日に、非常勤講師組合と理科大の間で団体交渉が行われた。組合は、『労働局長の助言・指導』に従い、2015、2016年度の2年間は、Tに2.25コマの査定で給与を払う」よう求めた。しかし、大学側は、A弁護士が出席しそれを拒否した。本来、団体交渉というのは、労働者側と雇用主側が直接対話すべきだとされているが、大学側はいつも弁護士を出席させ、弁護士に事実上一人でしゃべらせている。理事は出席しない。弁護士は法律上の判断をするだけならともかく、それ以外のことにまで口をはさみ、他者を侮辱するようなことまで言う。たとえば、「12時までに（実験の）授業が終えられないのは、Tの指導が悪いんだ」、局長代理人のことを「法曹ではないから労働法には無知だ」など。局長代理人は、労働審判を何度も経験した人で、労働問題の専門家である。A弁護士は法律上の判断についてもウソを言っている。たとえば、

1) 2015、2016年度の2年間は、Tに2.25コマの査定で給与を払え、との要求に対

して、「(両年度の)労働条件通知書に、(Tが)ハンコを押して内容(給与額を含む)を認めたわけだから、今さら変更の交渉には応じられない。」と言った。

しかし、労基署で確認したことによると、「労働条件通知書には、『これは労基法第15条に基づく労働条件の明示である』と書かれているので、労働条件通知書は契約書ではない。交渉の対象となりうる。」

2) 「2014年度以前の12:00～12:25までの時間はもともと残業であり、2015年度以降はその残業をなくしたまでだ」とA弁護士は言った。しかし、2014年度以前の労働条件通知書では「所定時間外労働の有無：無」となっている。だから、12:00～12:25までの時間は残業ではありえない。労基署も「労働条件通知書にそのように書かれている以上どんな残業もないはずだ。」と述べている。

理科大は、公的機関（労基署、東京労働局）の指導もまったく無視して、高額な金で弁護士を雇って不合理なことを言わせ、非正規労働者への差別に加担している。

〈アピール〉私たちは、東北大学が労働契約法の趣旨を尊重し、3200名に対する雇止め通告を撤回するよう求めます

私たちは、東北大学が労働契約法の趣旨を尊重し、3200名に対する雇止め通告を撤回するよう求めます

今年4月、東北大学では、非正規教職員のうち3200人以上に対して、2018年春から順次雇止めにすることが通告され、職場には不安が広まっています。

2012年の労働契約法改正により、2013年4月1日以降の雇用期間が通算で5年を超える有期雇用労働者は、2018年4月1日以降、本人の申し込みによって無期雇用に転換できるようになりました。労契法の趣旨は「雇用の安定」であり、当時の小宮山厚労相は「今回の無

期転換ルールの趣旨からしても、5年のところで雇い止めが起きてしまうと、この狙いとは全く違う」(2012年7月25日衆院厚労委)と答弁しています。東北大の雇い止め通告は、まさに改正法の趣旨と「全く違う」行為です。

東北大の非正規教職員は、以前は3年の雇用上限が原則でしたが、例外も多く、上限は形骸化していました。しかし、大学は、一方的に就業規則を変更し、5年上限による一律の雇止めを通告してきました。しかも、就業規則は2014年4月1日施行であるのに、5年上限は2013年4月1日に遡って起算するとしています。この就業規則の変更には、パート労働法第7条にしたがって、短時間労働者の過半数代表の意見を聴く努力義務もあります。大学は1年任期の過半数代表者を2013年3月に選出したとしていますが、当時は雇用上限の変更問題は明らかではなく、この代表選出に非正規教職員の意見は反映されていません。

東北大の財政事情は、無期転換の大量阻止を正当化するようなものではありません。無期転換後も労働条件は従前のままでよいので、追加の財源は不要です。

大学は、例外として、正規職員と「同等、あるいは同等以上の成果を出すと見込まれる者」を部局が「無期転換候補者」に推薦できるとしています。しかし、法定の無期転換には「推薦」も「評価」も「選考」も不要です。不当な条件をつけるのは違法です。

東北大学の公式HPは「被災地域の中心にある総合大学として、復興に全力を傾けていく歴史的使命があります」としますが、雇止め通告は雇用不安を招き、復興を妨げています。

東北大学は、国大協の会長を出している代表的な大学でもあり、東北地方だけでなく、全国に大きな影響を与えます。私たちは、東北大学が労働契約法の趣旨を尊重し、3200人に対する雇い止め通告を撤回し、希望者全員に無期転換を認めるように求めます。

賛同者（敬称略・50音順）☆は呼びかけ人

五十嵐仁（法政大学名誉教授）
 ☆伊藤博義（宮城教育大学名誉教授）
 上野千鶴子（東京大学名誉教授）
 大西広（慶應義塾大学教授）
 大野英士（早稲田ユニオン代表・フランス文学）
 小笠原義秀（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）
 岡山茂（早稲田大学政治経済学術院教授）
 奥貴妃文（相模女子大学教員）
 加藤多恵子（関西単一労働組合大阪大学分会分会長）
 今野順夫（福島大学名誉教授）
 斉藤吉広（稚内北星学園大学教授）
 島袋隆志（沖縄大学准教授）
 志田なや子（弁護士・まちださがみ総合法律事務所）
 白井聡（京都精華大学専任講師）
 青龍美和子（弁護士・メトロコマース事件弁護団員）
 ☆高木紘一（山形大学名誉教授）

竹信三恵子（和光大学教授・ジャーナリスト）
 田沼朗（身延山大学教授）
 戸田聡（北海道大学准教授）
 ☆中村和雄（弁護士・東北大学OB）
 中川勝之（弁護士・東京法律事務所）
 行方久夫（文教大学経営学部教授・元山形大学教授）
 長堀祐造（慶應義塾大学教授）
 長谷川悠美（弁護士・JALマタハラ事件弁護団員）
 松丸和夫（中央大学経済学部教授）
 松村比奈子（首都圏大学非常勤講師組合・憲法学）
 間宮啓王（身延山大学教授）
 水谷英夫（弁護士）
 吉田万三（元足立区長）

以上、7月7日現在、第一次集約分29氏